

東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性（中間とりまとめ）に対する意見一覧

通し番号	受付番号	意見提出者	章	該当ページ	提出意見の要旨	対応案
1	1-1	個人	1章	4	サーキュラー・エコノミーのコラムについて、サーキュラー・エコノミーに関する説明だけでなく、従来の「循環型社会」の概念と「サーキュラー・エコノミー」概念の比較などについても記載を盛り込むべきではないか。	御意見の趣旨を踏まえ、記載を追記いたしました。
2	4-1	地方公共団体	3章 4章 巻末資料 参考資料	12 15 16 17 41 42 65	本文中に「家庭系」という表記がみられるが、「事業系」は事業に関連するもの以外でも対象になるため、「事業系」との対比として「家庭」または「生活系」とすべきではないか。	当中間とりまとめでは、国の食品ロス対策等での表現に倣い、家庭から排出されるものを「家庭系」として記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
3	1-1	個人	3章	13	将来推計に当たり設定した施策効果として「バイオマス廃棄物の資源循環促進」を盛り込んでいるが、古紙や繊維、生ごみなどは各々発生場面、回収方法、リサイクル方法が異なるため、一括りで施策として扱うべきではないと考える。 また、例えば化石燃料に由来する合成繊維や、使い捨ておむつの構成材料にプラスチック（不織布・吸水ポリマー等）が含まれることなどについても留意が必要である。 当中間とりまとめでは、生ごみ・古紙・繊維等、指すものが明確であり、各々で施策が立てられる区分で策定するべきではないか。	御意見の趣旨を踏まえ、記載を追記いたしました。
4	4-5	地方公共団体	3章	13	区部の最終処分量について、東京二十三区清掃一部事務組合における現行の「一般廃棄物処理基本計画（第5次）」では、計画最終年度の令和16年度時点で17.3万トンを計画しており、当中間とりまとめの推計値と乖離がみられるため、修正すべきではないか。	当中間とりまとめでは、今後強化・加速を図る取組の施策効果等を勘案した「対策強化シナリオ」に基づき、ごみ減量効果を見込んだ上で、最終処分量の推計を行っており、原案のとおりとさせていただきます。
5	4-5	地方公共団体	3章 参考資料	13 58	区部焼却灰の資源化率について、東京二十三区清掃一部事務組合における現行の「一般廃棄物処理基本計画（第5次）」では、計画最終年度の令和16年度時点で48%を計画しており、整合を取るべきではないか。	東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画（第5次）」では、計画最終年度の令和16年度時点で焼却灰の資源化率を53%と計画していることから、数値については原案のとおりとさせていただきます。なお、御指摘を踏まえ、第5次計画からの引用であることについて記載を修正いたしました。
6	3-2	業界団体	4章	17	食品ロス・食品リサイクル対策について、外食産業における食べ残しなどの低減化は困難であり、それを未利用資源として有効利用する企業への補助金を拡充するなど、資源循環の増強対策を継続して実施すべきではないか。	食品ロス対策では、御意見のとおり、発生抑制に加え、循環利用の促進も重要な取組であると認識しています。現在改定を進める次期「東京都食品ロス削減推進計画」では、循環利用の促進を施策の柱の一つに掲げる予定であり、今後、地域性を踏まえた面的な食品リサイクルや小規模事業者等でも取り組みやすいリサイクルルート構築などの取組を進めています。
7	4-1	地方公共団体	4章	17	「東京23区清掃一部事務組合」ではなく、「東京二十三区清掃一部事務組合」が正式な記載。	御指摘のとおり記載を修正いたしました。
8	4-5	地方公共団体	4章	17	「東京23区清掃一部事務組合」ではなく、「東京二十三区清掃一部事務組合」が正式な記載。	御指摘のとおり記載を修正いたしました。

9	4-1	地方公共団体	4章	18	SAFの普及拡大について、清掃一部事務組合とも連携し、都内廃棄物を原料とするバイオエタノール製造技術の社会実装を目指していくこととしているが、ここで言う清掃一部事務組合はどの団体を想定しているのか。区部以外も含めて取組を推進していくのであれば、都内には廃棄物処理施設を単独設置している自治体が存在するため、記載を修正すべきではないか。	主な連携先は、既に連携し取組を進めている東京二十三区清掃一部事務組合を想定していますが、中期的には都内全域でのバイオエタノール化の促進に繋げていくため、取組の推進に当たっては清掃一部事務組合だけでなく区市町村との連携も不可欠であるため、御指摘を踏まえ記載を修正しました。
10	3-2	業界団体	4章	18	廃食用油を活用したSAFの普及拡大に関しては、技術面、コスト面の課題があり、かなりの期間を要することが想像される。そのため、SAFの普及が拡大するまでの間、廃食用油を活用したBDF（バイオディーゼル燃料）の都内工事への適用（工事重機等への使用）を補完施策として追加すべきではないか。	廃食用油を活用したSAFの製造については、令和7年4月に国内初の大規模製造所からのSAF供給が開始したほか、全国で複数の大規模製造所の建設プロジェクトが進行しています。家庭から排出される廃食用油は、現状そのほとんどが廃棄されていることから、都内における家庭用廃食用油の回収拡大を図り、体制整備が進むSAFの製造先へつなげていくことで、脱炭素への貢献に加え再生利用・資源循環の一層の推進を目指していきます。 頂いたご意見は、今後の施策運営の参考とさせていただきます。
11	2-3	事業者	4章	18	「重点分野4 バイオマス資源の循環利用促進（行政回収）」について、紙類の中でも特に「飲料用紙製複合容器」は現状焼却が大部分で、資源化の余地が大きいと考える。紙類の資源化を強調する政策全体の整合性に沿うため、具体的な資源を例示する意義があることから、P19L4以降を以下のように修正してはどうか。 【提案内容（修正文）】 「特に可燃ごみ中で最も多くを占める紙類については、資源としての回収を徹底するとともに、汚れた雑がみや飲料用等の紙製複合容器を含む一層の資源化に向けたリサイクルルートの拡大を進めていく必要がある。」	「飲料用紙製複合容器」に係る御意見については、紙類の資源化促進に向けて、今後の施策運営の参考とさせていただきます。
12	1-2	個人	4章	18	「重点分野4 バイオマス資源の循環利用促進（行政回収）」について、再資源化の対象とする紙類に関しては、廃棄物行政に携わる機関とその担当官による見解の相違が生じることのないよう、明確な基準等の設定に係る技術的助言の提供などを通じて、東京都が主体的かつ積極的に関与するべきではないか。	紙類等のバイオマス資源の循環利用促進に向けて、御指摘の技術的助言をはじめ、都の果たすべき役割は大きいと認識しています。頂いた御意見は、今後の施策運営の参考とさせていただきます。
13	4-1	地方公共団体	4章 参考資料	19 53	資源はごみではないとして、「資源ごみ」という表現がふさわしくないという意見もあるため、「ごみ」を削除して「資源」と標記すべきではないか。	国や東京都の統計資料に加え、各区市町村においても「資源ごみ」という表現が広く用いられているため、原案のとおりとさせていただきます。
14	2-3	事業者	4章	19	「重点分野4 バイオマス資源の循環利用促進（行政回収）」について、行政文書においては数量的根拠の提示が政策優先順位を左右すると考える。紙類が可燃ごみの最大構成要素である事実を明記することで、資源化重点分野としての位置づけが明確になることから、P19L4に、P52（参考資料）に示されている区部可燃ごみの42.2%が紙類であることを明記すべきではないか。	本文全体の平仄を鑑み、原案のとおりとさせていただきます。

15	2-3	事業者	4章	19	<p>「重点分野4 バイオマス資源の循環利用促進（行政回収）」について、手数料制度導入は単に減量を促すだけでなく、新たな資源回収を開始する契機にもなると考える。再生利用可能な焼却物を資源化する方針・政策の方向性を明確化するため、P19L11以降を以下のように修正してはどうか。</p> <p>【提案内容（修正文）】</p> <p>「各自治体が実施する生ごみの堆肥化や衣類の分別回収に加え、現在焼却・最終処分されている再生利用可能な資源の回収を促す手数料等によるインセンティブの設定」</p>	御意見の趣旨については、P22において記載の修正を行うため、本項については原案のとおりとさせていただきます。
16	2-3	事業者	4章	19	<p>「重点分野4 バイオマス資源の循環利用促進（行政回収）」について、特に牛乳用紙容器やアルミ付き紙容器などは現状焼却されている重要な資源であり、明確に例示することで施策範囲が具体化されることから、P19L15以降を以下のように修正してはどうか。</p> <p>【提案内容（修正文）】</p> <p>「飲料用紙製複合容器や雑がみ、紙おむつなど優れた再資源化技術を有する事業者との連携等によるリサイクルルートの拡大」</p>	「飲料用紙製複合容器」に係る御意見については、紙類の資源化促進に向けて、今後の施策運営の参考とさせていただきます。
17	4-5	地方公共団体	4章	20	リチウムイオン電池対策は「施策領域8」が正しい。	御指摘のとおり記載を修正いたしました。
18	3-3	業界団体	4章	20	<p>建設廃棄物対策について、再生碎石の滞留などの原因が都内・近郊部での需要の減少であることを記載すべきではないか。</p> <p>また、再生碎石はほぼ全量がリサイクルされていることから、施策の対象が「（利用が進んでいない）再生骨材コンクリート」であることを明記すべきではないか。</p> <p>「再生資材使用を控える意識の払拭」については、まず都発注工事から品質やトレーサビリティを確保し、利用実績を把握・公表するための仕組みの整備を行い、その上で民間工事の建設現場での再生資材使用を控える意識の払拭を図るという手順が必要ではないか。</p> <p>なお、利用実績を把握・公表する仕組みは、利用実態の分析に加え、再生資材を積極的に利用する民間事業者の評価する場合も有効であると考える。</p>	<p>建設廃棄物の循環利用促進に向けては、路盤材の需要減少等により都市部では再生碎石の滞留が顕在化してきておりことなどから、新たな活用先として再生骨材コンクリートの利用促進も重要な施策対象であり、御指摘の趣旨を踏まえ、記載を修正いたしました。</p> <p>再生資材の使用を控える意識の払拭に当たり、都発注工事については、環境物品等調達方針に基づき品質・トレーサビリティの確保等に向けて取組を推進しているところであります、御意見も踏まえつつ、今後民間工事も含め更なる対策を検討していきます。</p>
19	3-3	業界団体	4章	20	建設廃棄物対策について、ストックヤード整備・運用方法の検討を行うことで、再生骨材コンクリートをはじめとする建設資材廃棄物のリサイクル推進に寄与することから、静脈物流の効率化策の検討に「ストックヤードの整備・運用方法」を追記すべきではないか。	都は、再生骨材コンクリートなどを環境物品等調達方針に位置付け、公共工事等での使用を推進しています。引き続き、国の建設リサイクルの推進に向けた検討状況や調査結果等も踏まえ、広域的な資源循環などについて検討していきます。
20	3-2	業界団体	4章	20	建設廃棄物対策について、再生碎石の滞留問題対策として、再生碎石をストックするストックヤードの整備を進めるべきではないか。また、再生碎石の広域利用を推進するため、船舶輸送を可能にするバースの整備を進めるとともに、国が進めているサーキュラエコノミーポートを東京都でも検討するべきではないか。	都は、再生碎石などを環境物品等調達方針に位置付け、公共工事等での使用を推進しています。引き続き、国の建設リサイクルの推進に向けた検討状況や調査結果等も踏まえ、広域的な資源循環などについて検討していきます。

21	1-2	個人	4章	21 35	廃棄物の排出量削減を図り、清掃工場の脱炭素施策の推進のための原資や施設の更新に必要な資金を確保するためにも、家庭ごみの有料化を推進していくべきではないか。	家庭ごみ有料化をはじめとするごみの減量化・リサイクルを促す仕組みの構築に当たっては、ご指摘の脱炭素施策の推進など、導入の意義や効果等の整理・発信が重要であるため、御意見の趣旨を踏まえ、記載を修正いたしました。
22	2-3	事業者	4章	22	「ごみ減量を促す仕組みの構築と区市町村の取組の後押し」について、手数料制度導入の本質は「可燃・埋立ごみ減量 + 分別強化 + 新規資源化」を同時に進める点にあると考える。現在可燃ごみとして扱われている再生利用可能な資源の資源物としての回収開始こそが効果の核心であり、文言上も明示する必要があることから、P22L2を以下のように修正してはどうか。 【提案内容（修正文）】 「ごみ減量と新たな資源循環を一体的に促進する仕組みの構築と、区市町村の取組の後押し」	御意見の趣旨を踏まえ、記載を修正いたしました。
23	2-3	事業者	4章	22	「ごみ減量を促す仕組みの構築と区市町村の取組の後押し」について、「負担だけ」で語られると住民の理解は得にくいと考える。手数料制度導入による多面的効果（削減量・負担軽減・環境効果）を示すことで合意形成が促進されるため、P22L5以降を以下のように修正してはどうか。 【提案内容（修正文）】 「都民の理解と協力が得られるよう、手数料制度導入による可燃ごみ削減効果、リサイクル率の向上、現在可燃ごみとして扱われている再生利用可能な資源の回収開始による住民負担の軽減（ごみ袋代の実質的削減効果）、GHG排出削減効果などの関連情報を積極的に発信することを含め」	御意見の趣旨を踏まえ、記載を修正いたしました。
24	2-3	事業者	4章	22	「施策領域3 廃棄物の循環利用の更なる促進」について、東京は政策的にも社会的にも全国に強い影響を持つため、「全国の範となるモデル」としての記述に格上げする意義があると考える。また、紙類が可燃ごみの最大構成要素である点を踏まえ、重点化を明示して施策の方向性を強化すべきであり、P22L9～L12の記載を以下のように修正してはどうか。 【提案内容（修正文）】 「資源の大消費地であり、再生資源の供給・使用に大きな役割とポテンシャルを持つ東京の責務として、既存構造にとらわれず、全国の範となるリサイクルモデルを構築し、水平リサイクル等の高度リサイクル推進や、現状焼却・最終処分されている再生利用可能な資源のリサイクルルート構築、再生資源の積極的活用など、廃棄物の高度循環利用を積極的に進めていくべきである。特に、可燃ごみ中で最も多くを占める紙類（飲料用紙製複合容器や雑がみ等）については、再生利用可能な資源として明確に位置づけ、重点的に取り組みを進める。」	御意見の前段については、原案において同旨の記載を盛り込んでおり、後段については、紙類をはじめとするバイオマス資源循環の促進を施策領域1で重点対策分野に位置付けていることから、いずれも原案のとおりとさせていただきます。

25	2-3	事業者	4 章	25	<p>「都民・事業者等の行動変容の促進」において、体験型教育の最も身近で効果的な場は学校給食であり、紙パックリサイクルは実践的な環境教育として優れている。給食での牛乳用紙パックのリサイクル取組率が全国平均で4割台にとどまる実態を踏まえ（全国牛乳容器環境協議会調べ）、完全実施を明確化することで政策効果を高められることから、施策強化の方向性（情報発信の更なる強化）を以下のように修正してはどうか。</p> <p>【提案内容（修正文）】</p> <p>「学校給食現場での牛乳用紙パックリサイクルの完全実施を目標に掲げ、段階的な普及を図る。体験型の情報発信を展開することなどにより、学校現場等における若者世代への様々な学習機会の充実も進めながら、持続可能なライフスタイルへの転換を促進していくべきである。」</p>	<p>行動変容の促進に向けては、御提案いただいた内容に限らず、様々な方策が想定されることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策運営の参考とさせていただきます。</p>
26	2-3	事業者	4 章	26	<p>「施策領域5 多様な主体との連携・協働の促進」について、2035年のビジョン達成を見据え、現在の分別収集システムをさらに発展させ、プラスチックやアルミ箔が貼られた複合紙容器などが持つ高い資源価値を最大限に引き出すための最適化を検討する好機にあると考える。可燃ごみの削減を図り、かつ貴重な紙資源のリサイクル価値を最大化するため、東京都が主導し、最適な分別・回収システムのあり方を検討する長期的な研究会やステークホルダー対話の場の設置を検討することを提案する。</p>	<p>都は、多様な主体との連携・協働の促進に向け、東京サーキュラーエコノミー推進センター（T-CEC）における相談・マッチングやネットワーキングの場の提供（サーキュラーエコノミーサロン）など、様々な取組を展開しています。頂いた御意見は、今後の施策運営の参考とさせていただきます。</p>
27	1-2	個人	4 章	30 34	<p>「ゼロエミッション東京」の実現に向け、特別区における清掃工場の搬入枠設定プロセスにDX技術やAIを導入し、搬入予想量・処理可能量に加えて収集運搬車両の走行により発生するCO2が極小となる最適解を得られるシステムを構築・実装することに対し、財政的支援や技術的助言を積極的に行なうことを記載すべきではないか。</p>	<p>廃棄物処理システムのDX推進は、廃棄物処理業務の効率化・省人化や、処理の高度化・強靭化、業界の働き方改革、脱炭素への貢献など、様々な効果を持つと考えており、行政施策においてもDX推進を図っていきます。</p>
28	4-5	地方公共団体	4 章	31	<p>一般廃棄物処理の広域化、処理施設の集約化について、区部の焼却施設整備計画（東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画で定める施設整備計画）の実現に向け、「施策を巡る課題」に以下のとおり記載を追加すべきではないか。</p> <p>「なお、区市町村における今後の施設整備においては、都民生活への影響を最小限とするため、施設整備に伴うごみ処理能力低下などの課題解決に向けて区市町村の状況を確認するなど、連携を強化していく。」</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、記載を修正いたしました。</p>

29	4-4	地方公共団体	4 章	31	<p>「一般廃棄物処理の広域化、処理施設の集約化」について、長期広域化・集約化計画の策定がおもなトピックとして扱われているが、環境省通知にもあるとおり、広域化・集約化の着実な進行については、東京都が果たすべき役割も大きいと考える。</p> <p>大阪府循環型社会推進計画のように、市町村が施設整備に係る計画を策定する段階から、広域化・集約化に関するコーディネーターを務めることについての記載を盛り込むとともに、多摩地域の広域化・集約化を後押しするため、市町村を含む協議会を設立し、施設整備方針および課題解決における合意形成に向けた積極的な関与をすべきではないか。</p> <p>参考URL（大阪府循環型社会推進計画） https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/14631/keikaku202103.pdf</p>	<p>御指摘のとおり、広域化・集約化の推進に当たっては東京都の果たすべき役割も大きいと認識しています。今後、長期広域化・集約化計画の策定を進めていく中で、御提案の内容も含め、必要な促進策の検討を行っていきます。</p>
30	2-4	事業者	4 章	32	リチウムイオン電池対策について、対策の推進に当たっては、リチウムイオン電池の収集運搬・保管・処分に係る適正処理や再資源化を行える事業者の充実が非常に重要であると考える。東京都は事業者に対する技術的なサポートや、設備投資への補助金、さらには保管に係る法規制等への対応を行っていくべきではないか。	リチウムイオン電池対策の推進に当たっては、御意見のとおり、リチウムイオン電池の適正処理・再資源化を担う事業者の充実が重要であり、今後、安全対策の強化などの対策を検討していきます。
31	3-2	業界団体	4 章	32	リチウムイオン電池対策について、リチウムイオン電池だけを分別回収することは非常に難しいと思われる。区市町村で電池類を一括して、曜日と回収ルートを決めて回収するとともに、特別区については、各区が連携して同一の分別回収を行うべきではないか。	リチウムイオン電池の分別回収については、ご提案いただいた方策も含め、地域の実情に応じ様々な取組方法が想定されます。都は、リチウムイオン電池の分別徹底、混入防止が非常に重要であるとの認識のもと、「リチウムイオン電池混ぜて捨てちゃダメ！」プロジェクトを展開しており、令和7年度は新たに注意喚起用ポスターの多言語化を実施するなど、プロジェクトの推進を図っています。今後も区市町村をはじめとする関係主体との連携のもと、リチウムイオン電池対策の強化を進めています。
	3-2	業界団体	4 章	32	また、外国人が多い自治体では、外国人にも分かりやすく、分別回収を順守できる方法で対策を進めるべきではないか。	
32	1-2	個人	4 章	33	災害廃棄物対策については、「どこへ運ぶか」に関する議論と並行して「どうやって運ぶか」についての議論も重要ではないか。	御指摘のとおり、災害廃棄物を「どうやって運ぶか」の議論は重要な取組であると認識しており、区市町村や業界団体等と連携して検討・調整を進めています。
33	4-2	地方公共団体	4 章	33	「区市町村自らが仮置場の用地を確保できるよう指導・助言を実施」について、区部に関しては仮置場の用地確保が特に困難であるため、指導・助言に限らず、都有地の貸与等の対応を盛り込んでいただきたい。また、国に対しても河川敷などを含めた国が保有する土地・施設の貸与について、働きかけていただきたい。	仮置場については、東京都災害廃棄物処理計画に基づき、各区市町村が候補地の選定を進めていくこととしており、原案のとおりとさせていただきます。都有地及び国有地の貸与等については、各区市町村の状況等も踏まえつつ、必要に応じ関係機関等への働きかけを行っていきます。
34	3-2	業界団体	4 章	33	災害廃棄物の処理は一般廃棄物として区市町村が処理にあたることとなっているが、区市町村における災害廃棄物対策が進まないため、東京都がリーダーシップをとって対策を進めていくべきではないか。	区市町村における災害廃棄物対策については、合同処理マニュアルの策定支援や専門人材育成等の機会を捉え、実効性ある対策の推進に向け区市町村への伴走支援を行っていきます。
	3-2	業界団体	4 章	33	また、大規模災害時の災害廃棄物の広域処理を効率的に進めるために、船舶による大量輸送を可能にする廃棄専用バースの整備を進めていくべきではないか。	また、大規模災害で発生する大量の災害廃棄物について、区市町村や業界団体等とも連携し、広域処理も含め災害対応力の強化に向けた検討を進めています。

35	4-5	地方公共団体	4章	35	「資源循環・廃棄物処理システムにおける脱炭素施策の推進」について、以下のとおり記載を追記すべきではないか。 P35L4「清掃工場からCO2を回収した場合、利活用先の確保が課題となる。」	御意見の趣旨を踏まえ、記載を修正いたしました。
	4-5	地方公共団体	4章	35	P35L10「清掃工場から発生するCO2は、適正処理の過程で不可避的に発生するものであり、ごみ減量の推進が第一となる。」「CO2の利活用に向けては、利活用先となる産業の育成支援、近隣県との広域連携など利活用先の拡大に向けた施策展開を推進」	
36	4-2	地方公共団体	巻末資料	42	「リチウムイオン電池内蔵」ではなく、「リチウムイオン電池内蔵」が正確な記載。	御指摘のとおり修正しました。
37	4-3	地方公共団体	巻末資料	43	小平市事例のコラムについて、硬質の容器包装プラスチックは従前から資源として収集を行っており、平成31年度から軟質の容器包装プラスチックも可燃ごみから資源に切り替えたことがわかるように記載すべきである。	御指摘のとおり修正しました。
38	1-1	個人	巻末資料 4章	43 21	小平市事例のコラムについて、この事例では、プラスチック容器包装の分別収集を「硬質」のものから全てに拡大したことが収集量増加の背景である。グラフや本文の表現では、この点について誤解を招く。「第4章 主要施策の方向性 施策領域2 ごみ減量化への誘導方策の推進」の項も含め、表現の修正や削除を検討すべきである。	御指摘を踏まえ、記載を一部修正しました。
39	2-2	事業者	巻末資料	43	店頭回収の可能性を論じる記述があり、嬉しく思う。店頭回収は様々な点から有効性が高く、社会インフラとして拡充していくべきと考えるが、小売企業等のコスト負担が大きいため、持続的な運用が困難である。小売企業への経済支援や、メーカー等における再生材使用の後押しをするような制度の創出を国に提唱してほしい。	都は、再生樹脂とバージン樹脂との価格差を埋めるための経済的手法の導入検討や、製造・販売事業者による自主回収・リサイクルを推進するための法制度活用や手続簡素化について、国への要望を実施しています。また、自主回収事業者等に対する更なる負担の軽減は重要と考えています。頂いた御意見は、今後の施策運営及び国への要望に当たり、参考とさせていただきます。
40	2-3	事業者	巻末資料	43	43ページの「製造・販売事業者等による自主回収拡大」について、店頭回収の対象となるものはプラスチックに限られないため、巻末資料ではなく本編での記載が適切と考える。	店頭回収の対象となるものはプラスチックに限られない点は御指摘のとおりです。「施策領域1 重点対策分野における包括的な資源循環施策の展開」において、プラスチック以外についても対策分野ごとにそれぞれ自主回収・店頭回収の促進について記載していることから、原案どおりとさせていただきます。頂いた御意見は、今後の施策運営の参考とさせていただきます。
41	4-5	地方公共団体	巻末資料	44	「ごみレボ23」ではなく、「ごみれば23」が正式な記載	御指摘の通り修正しました。
42	4-4	地方公共団体	巻末資料	49	都内や首都圏近郊では、プラスチックの高度なりサイクルを実施可能な施設は限られているため、環境負荷低減やコスト削減の観点から都内リサイクル基盤の強化が重要である。具体的には、都内に官民連携により施設を整備し、地域内で資源循環を完結できる体制を構築することを提案する。本提案内容を資料に盛り込むとともに、補助金制度等を講じて実際の施設整備を後押しし、資源循環の効率性向上と地域経済の活性化、ひいては東京都全体として循環型社会の実現に向けた取組の推進につなげていくべきである。	御指摘のとおり、環境負荷低減やコスト削減、サーキュラー・エコノミーへの移行推進の観点から、プラスチックの都内リサイクル基盤の強化は重要であると認識しています。「第4章 主要施策の方向性 施策領域3 廃棄物の循環利用の更なる促進 都内リサイクル基盤の充実・強化」は、プラスチックも対象としていることから、記載は原案のままでさせていただきます。頂いた御提案・御意見は、今後の施策運営の参考とさせていただきます。

43	4-2	地方公共団体	参考資料	54	再生利用率の算出に当たり、各資源品目の店頭回収実績は含まれているのか。また、再生利用率の算出方法の注釈がないため、追記すべきではないか。	一般廃棄物再生利用率の算定に当たっては、国の一般廃棄物処理実態調査と同様に、店頭回収の実績は含まれていません。算出方法については、御意見の趣旨を踏まえ、記載を追記いたしました。
44	4-2	地方公共団体	参考資料	54	多摩地域に比べ区部の再生利用率が低くなっているが、民間事業者の店頭回収などの回収場所が多いことから、行政による資源回収利用が少ないことが想定され、再生利用率の差が生じる要因と考えられる。	資源の循環利用の強化に向けては、店頭回収等の民間事業者による回収と行政による回収の双方を推進していくことが重要と考えております。頂いた御意見は、今後の施策運営の参考とさせていただきます。
45	2-1	事業者	その他・全般事項等		当中間とりまとめは大変立派で敬意を表する。今後の実効性ある施策実施に向けては、一般廃棄物行政を所管する区市町村の取組が重要であり、東京都は区市町村に対する技術的支援を積極的に実施すべきではないか。 また、特別区については各区や清掃一部事務組合、清掃協議会など多くの機関が一般廃棄物行政に関与しており、施策合意が難しいという課題があると想料するが、例えば旧東京都清掃局のように一般廃棄物行政を一元管理するなど、新たな政策の策定、実行や問題点の解決等に向け行政運営の効率性・実効性を高めていくべきではないか。	東京都は、一般廃棄物行政を所管する区市町村を重要なパートナーとして認識しており、今後も区市町村への支援や連携・協働の取組を一層推進していきます。 その他の御意見は、今後の施策運営の参考とさせていただきます。
46	3-1	業界団体	その他・全般事項等		東京都の定める目標達成に向けた取組において、中小・零細規模の資源回収事業者が連携を取りやすい施策を今後さらに推進していくべきではないか。	資源回収は東京の資源循環の基盤を支える重要な取組であり、事業者の皆様との連携のもと、今後さらに施策を推進していきます。